

児童扶養手当のご案内

受給資格

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日（政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満）までの間にある児童を「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している者」。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童（海難事故等により）
- ⑤ 父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児等）



手当が支給されない場合

児童に関すること

- ① 日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童福祉法に規定する里親に委託されている場合
- ③ 児童福祉施設等（通所施設を除く）に入所している場合

母又は養育者に関すること

- ① 日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童の父と生計を同じくしている場合（「受給資格③」を除く）
- ③ 児童が母の配偶者（事実婚を含む）に養育されている場合（「受給資格③」を除く）
- ④ 平成15年4月1日までに、手当の支給要件に該当してから5年を経過している場合

父に関すること

- ① 日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童の母と生計を同じくしている場合（「受給資格③」を除く）
- ③ 児童が父の配偶者（事実婚を含む）に養育されている場合（「受給資格③」を除く）

手当を受けるための手続き

お住まいの市町村で印鑑・預金通帳を持参のうえ請求の手続きを行ってください。

- ① 認定請求書
- ② 請求者と児童の戸籍謄（抄）本（外国人の方は、受給資格を明らかにできる書類（翻訳付き））
- ③ 生計維持に関する調書
- ④ 養育費等に関する申告書
- ⑤ 公的年金調書

※1 その方の状況に応じて、上記以外の書類が必要な場合があります。また、後日の提出でも受付できる書類もありますので、窓口で確認してください。

※2 証明書類は、1か月以内に発行のものに限ります。

※3 申請書に申請者、対象児童及び同居する扶養義務者の個人番号を記入していただきます。また、

申請者の個人番号等を確認させていただきますので、次の「番号確認」及び「本人確認をするために必要なもの」をご用意ください（難しい場合はご相談ください）。

番号確認	本人確認をするために必要なもの
①個人番号カード	①個人番号カード
②通知カード	②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	③官公署から発行された写真付きの身分証明書（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

手当の支払い

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月分から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者の金融機関口座に振り込まれます。

（例：4月期には12月、1月、2月、3月の4か月分が支給されます。）

手当月額（30年4月1日以降）

所得額に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

児童が1人	全部支給の場合…42,500円 一部支給の場合…42,490円～10,030円
児童2人目の加算額	全部支給の場合…10,040円 一部支給の場合…10,030円～5,020円
児童3人目以降の加算額	全部支給の場合…6,020円 一部支給の場合…6,010円～3,010円

所得による支給制限

受給者本人、孤児等の養育者又は扶養義務者等の前年の所得が次の限度額以上の場合は、その年度（平成30年度は8月から翌年10月まで。31年度以降は11月から翌年10月まで）の手当について、全部又は一部が支給されなくなります。

なお、新規の場合で1月から6月の申請にあつては、前々年の所得となります。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求（受給）者本人		孤児等の養育者 又は扶養義務者等
	全額支給	一部支給	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人以上1人につき	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

※扶養義務者について 扶養義務者の住所が受給者と同じ場合や枝番違いの場合、住民票上世帯分離となつていても、所得制限の対象となります。（別表参照）

控除の種類

社会保険料相当額8万円と、以下の控除のうち該当するものを所得より控除します。

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者	27万円	勤労学生	27万円	雑損・医療費	相当額
特別障害者	40万円	老人扶養 ※2	10万円	小規模企業共済等掛金	相当額
寡婦（夫）・みなし寡婦（夫） ※1	27万円	特定扶養 ※3	15万円	配偶者特別	相当額
特別寡婦・みなし特別寡婦 ※1	35万円				

なお、控除ができるのは、地方税法による控除を受けた場合（みなし寡婦（夫）、みなし特別寡婦を除く）です。

※1 寡婦（夫）・みなし寡婦（夫）及び特別寡婦・みなし特別寡婦（父は適用外）は、受給資格者が父母の場合は適用されません。

※2 老人扶養控除は、受給資格者所得の場合の控除額を記載してあります。

※3 特定扶養控除は、特定扶養親族（19歳～23歳未満）及び控除対象扶養親族（16歳～19歳未満）に係るものをいい、受給資格者についてのみ適用されます。

手当を受給する場合の届出義務

- ① 受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、お住まいの市役所または町村役場に現況届を提出してください。
この届を提出しない場合、手当支給要件に該当しても8月以降の手当は支給されません。
また、2年間未提出の場合は時効となり、手当受給資格が無くなります。
- ② 支給対象児童が減った場合は、手当額改定届（減額）を提出してください。
- ③ 支給対象児童が増えた場合は、手当額改定請求書（増額）を提出してください。
- ④ 受給者が死亡した場合は、受給者死亡届を提出してください。
- ⑤ 県外若しくは他市に転出する場合は、転出届を提出してください。
- ⑥ 氏名や住所（県内郡部から県内郡部に異動する場合、市で認定されている受給者が市内で異動する場合）、振込金融機関・口座が変更になる場合は、氏名・住所・支払金融機関変更届を提出してください。
- ⑦ 受給者、配偶者、扶養義務者が所得更正をした場合、所得の高い扶養義務者と同居した場合等は、支給停止関係届を提出してください。
- ⑧ 受給者又は支給対象児童が公的年金等を受給できるようになった場合や年金等の受給額が変わった場合は公的年金等受給状況届を提出してください。
- ⑨ 受給資格が無くなった場合は資格喪失届を提出してください。
以下の場合、受給資格が無くなります。
 - (1) 受給資格者である母又は父が婚姻した場合（事実婚を含む）
 - (2) 受給者又は児童が日本国内に住所を有しなくなった場合
 - (3) 遺棄していた父又は母から連絡があった場合
 - (4) 拘禁されていた父又は母が出所した場合
 - (5) 児童が児童福祉施設等（通所施設を除く、少年院/鑑別所を含む）に入所した場合
 - (6) 受給者である母又は父が児童を監護しなくなった場合
 - (7) 受給者である養育者が児童と別居し養育しなくなった場合
 - (8) 児童が死亡した場合
 - (9) このほか、認定時の支給要件に該当しなくなったとき

※1 上記届出書のほか、添付書類が必要となる場合があります。

※2 ③または⑦については、届出書に個人番号を記入していただきますので、個人番号及び届出者の身元確認ができる書類（「手当を受けるための手続き」※3をご参照ください）をご用意ください。

手当の返還等

支給停止事由や資格喪失事由に該当し、受給資格がなくなっているのに手当を受給した場合、資格喪失日の翌月分より手当の全額を返還していただきます。

養育費について

養育費には、前夫又は前妻（対象児童の父又は母）から前年中に、受給資格者である母又は父、若しくは、受給対象児童が受け取った、金銭、その他有価証券等が該当します。

養育費を受け取った場合、新規請求するときや現況届の手続きのとき、「養育費等に関する申告書」により申告していただき、その受取金額の8割を所得に算入します。

なお、前年とは、1月から12月までの1年間ですが、1月から6月までの間に児童扶養手当を請求する場合は、前々年の養育費が該当となります。

手当を受給して5年等経過する場合について

手当の支給開始月の初日から5年又は手当の支給要件に該当した月の初日から7年（認定請求時に、対象児童が3歳未満であった場合は、児童が3歳になった月の翌月の初日から5年）を経過する場合は、手当の2分の1が支給停止されます。

ただし、次の事由に該当する場合には、その支給停止が解除されますので、期日までに、「一部支給停止適用除外事由届出書」に必要書類を添えて届出を行ってください。

なお、該当者には事前に市町村から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されます。

- ① 就業・求職活動その他自立を図る活動をしていること
- ② 一定の障害の状態にあること
- ③ 負傷・疾病その他自立を図る活動が困難であること

別表 扶養義務者の範囲

扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める者のことで、かつ受給者世帯と生計をともに維持する者をいいます。

